

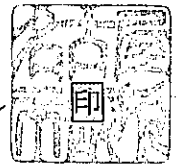
行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 74 号  
令和 5 年 7 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年7月11日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「特別史跡名古屋城跡におけるバリアフリーに関するアンケート等業務委託」に基づいて名古屋市が株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所に支払った際の支出命令書
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	※請求に係る行政文書については、今後一年以内に作成する予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。  <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 70 号  
令和 5 年 7 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年7月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	23/7/3 河村たかし名古屋市長定例記者会見中、記者からの発言「文化庁は『復元したとしてもそれはあくまでレプリカだ』という文書を出している」に対して、文化庁に抗議した中身がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

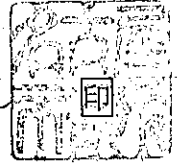
行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 72 号  
令和 5 年 7 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年7月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「特別史跡名古屋城跡におけるバリアフリーに関するアンケート等業務委託」に基づいて株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所が名古屋市に提出した以下成果物 ・市民アンケート 報告書 (電子データ) ・市民討論会 当日アンケート集計結果等 (電子データ) ・その他業務上、監督員が必要と認めたもの (監督員の指示による)
公開しない理由	請求に係る行政文書を取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	※請求に係る行政文書については、当該業務委託契約の履行期間である令和 5 年 9 月末までに取得する予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。  <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

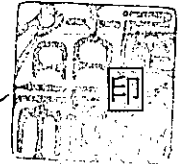
行政文書公開決定等期間延長通知書

5 観名保第 72-2 号  
令和 5 年 7 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 5 年 7 月 7 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城バリアフリーに関する市民討論会 会議録
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和 5 年 7 月 7 日 から 令和 5 年 7 月 21 日 まで
延長する期間	令和 5 年 7 月 22 日 から 令和 5 年 8 月 20 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488